

記官ハ統計局書記官ニ、内閣統計局統計官ハ統計局統計官補ニ、内閣屬

官ニ、内閣統計局統計官補ハ統計局統計官補ニ、内閣屬

ハ統計局屬ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ内閣所屬職員ニシテ休職中ノ者（休

職ノ際内閣統計局ニ屬シタル者ニ限ル）別ニ辞令ヲ發

セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ統計局ノ職

員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

大東亞省官制の公布

大東亞經營の國策的要請に伴ひ創設せらるゝことに
なつた大東亞省の官制は昭和十七年十一月一日附官報
號外を以て左の如く公布せられた。

大東亞省官制（昭和十七年十一月一日附官報 勅令第七百七號）

一 大東亞地域ニ關スル重要政策ノ企畫及省務ノ綜
合調整ニ關スル事項

四 南方諸地域ニ係ル文化事業ニ關スル事項
關スル事項

二 大東亞地域ニ關スル調査及資料整備並ニ情報ニ
關スル事項

五 其ノ他南方諸地域ニ關スル事項

三 大東亞地域ニ於ケル邦人要員ノ鍊成ニ關スル事
項

第六條 大東亞大臣ノ命ヲ承ケ調査及審議立案ヲ掌ル
東亞大臣ノ命ヲ承ケ調査及審議立案ヲ掌ル

第七條 大東亞書記官ハ専任二十六人ヲ以テ定員トス
大東亞省ニ參事官専任六人ヲ置ク勤任トス

第九條 大東亞省ニ調査官専任十四人ヲ置ク勤任トス
上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

第十條 大東亞省ニ大東亞事務官専任三十人及大東亞
理事官専任十一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事
務ヲ掌ル

第十一條 大東亞省ニ大東亞技師専任十四人ヲ置ク奏任トス
任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二條 大東亞省ニ通譯官専任二人ヲ置ク奏任トス
上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル

第十三條 大東亞省ニ電信官専任三人ヲ置ク奏任トス
上官ノ命ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ヲ掌ル

第十四條 大東亞屬ハ専任百二十二人ヲ以テ定員トス
上官ノ命ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ヲ掌ル

第十五條 大東亞省ニ大東亞技手専任二十八人ヲ置ク
奏任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十六條 大東亞省ニ通譯官補専任四人ヲ置ク判任ト
奏任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十七條 大東亞省ニ電信官補専任七人ヲ置ク判任ト
奏任トス上官ノ指揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ從事ス

第十八條 前諸條ノ職員ノ外大東亞大臣ノ奏請ニ依リ
關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズル
コトヲ得

第十九條 大東亞省ニ於テハ陸海軍ニ策應協力スル爲
大東亞地域内占領地行政ニ關聯スル事務ヲ行フモノ

第三條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 滿洲事務局

二 支那事務局

三 對支文化事業ニ關スル事項

四 其ノ他支那ニ關スル事項

五 一 南洋廳ニ關スル事項

二 タイ國及印度支那ニ關スル事項

三 南方諸地域ニ於テ事業ヲ爲ス目的トシテ特別ノ法令

ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ關スル

事業ニ關スル事務ヲ管理ス

大東亞大臣ハ第一項ニ規定スル事務ニ付大東亞地域

ニ駐在スル外交官及領事官ヲ指揮監督ス

第二條 大東亞省ニ左ノ四局ヲ置ク

總務局

滿洲事務局
支那事務局
南方事務局

第三條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

對滿事務局官制、興亞院官制、興亞院連絡部官制及拓務省官制ハ之ヲ廢止ス

行政簡素化實施及大東亞省設置の爲に於ける興亞鍊成所官制制定の件公布

行政簡素化實施及大東亞省設置の爲に於ける興亞鍊成所官制制定の件は昭和十七年十一月一日付官報號外を以て左の如く公布せられた。

興亞鍊成所官制 (昭和十七年十一月一日勅令第七百九號)

第一條 興亞鍊成所ハ大東亞大臣ノ管理ニ屬シ支那ニ於ケル政治、經濟又ハ文化ニ關スル業務ニ從事スル者ニ對シ必要ナル鍊成ヲ施ス所トス

第二條 興亞鍊成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

鍊成官

專任六人

奏任

鍊成官補

專任一人

判任

屬

專任二人

判任

第三條 所長ハ大東亞大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四條 鍊成官ハ上官ノ命ヲ承ケ鍊成ヲ掌ル

第五條 鍊成官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鍊成ニ從事ス

第六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ興亞院官制ニ規定スル興亞鍊成所ノ鍊成官(奏任官タルモノニ限ル)、鍊成官補又ハ屬ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各本令ニ依ル興亞鍊成所鍊成官、興亞鍊成所鍊成官補又ハ興亞鍊成所屬ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ興亞院官制ニ規定スル興亞鍊成所ノ鍊成官(奏任官タルモノニ限ル)、鍊成官補又ハ屬ニシテ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘各本令ニ依ル興亞鍊成所鍊成官、興亞鍊成所鍊成官補又ハ興亞鍊成所屬ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第四條 本令ニ規定スルモノノ外連絡委員會ニ關シ必要ナル事項ハ大東亞大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大學學部等の在學年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に關する件

公布

大學學部等の在學年限又は修業年限の昭和十八年度臨時短縮に關する件は昭和十七年十一月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮に關する件は昭和十七年十一月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

ル件 (昭和十七年十一月二十五日文部省令第六十八號)

第一條 昭和十六年勅令第九百二十四號第一條第一項及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限竝ニ大學豫科、高等學校高等科、專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業すべき者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

第二條 左ニ掲タル學校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業すべき者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

一 高等師範學校及女子高等師範學校(教育科及研究科ヲ除ク)

二 專門學校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及

第三條 連絡委員會ニ幹事ヲ置ク大東亞大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上